

平成 29 年度（平成 28 年度繰越）対策地域内廃棄物（蛍光灯等）の梱包等業務（南地区）
（単価契約） 仕様書

1. 業務の目的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力第一原子力発電所の事故を受けて制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、国が対策地域内廃棄物の処理を実施することが定められている。

本業務は、汚染廃棄物対策地域内において環境省が収集・選別した蛍光灯等であって仮置場に保管されているものについて、梱包等を行うことにより、本業務に続いて実施する処分業務が安全にかつ適切な処分を進められることを目的とするものである。

なお、本業務では、蛍光灯の単位数量当たりの梱包等について単価契約を行うものとする。

2. 業務履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日（土）までとする。

なお、本業務は、平成 30 年 3 月 31 日（土）より前であっても、本業務で行うこととしている作業が終了したと環境省担当官が認めた場合は、その時点で終了するものとする。

3. 業務の対象

(1) 保管場所

双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、葛尾村及び川内村において、環境省が指定する仮置場（以下「保管場所」という。）の 10 ヶ所前後で保管されている。

(2) 処分対象物の種類及び想定数量

主に直管及び丸管の蛍光灯並びに蛍光灯を含む電球など（以下「蛍光灯等」という。）で、保管容器に格納した状態で保管してあるもの。想定数量は、10,000 本。なお、想定数量は、その数量を保証するものではない。

4. 業務の内容

本業務は、蛍光灯等を円滑に処分するために表面に付着している汚れを十分に落とすことにより、本業務に続いて実施する処分業務が安全に遂行できることを目的とするものである。したがって各作業を丁寧かつ確実に履行すること。

(1) 数量確認

保管場所に保管される蛍光灯等について、種類（直管、丸管、その他）ごとに数量を確認すること。

(2) 積み込み及び運搬

①保管場所における蛍光灯等の運搬車両への積み込みは、受注者が行うこと。

②積み込みに当たって、受注者は、あらかじめ、積み込みを行う蛍光灯等の放射線量の測定を行い、その測定結果について、本業務の対象となる蛍光灯等の梱包を実施する場所（4.（3）に示す方法による梱包を行うことができる場所に限る（以下「梱包場所」という。)) において本業務以外に通常業務を行っている物等の放射線量と同等又はそれ以下であることを確認すること。

確認の結果、梱包場所において本業務以外に通常取り扱っている物の放射線量と同等又はそれ以下とは認められない蛍光灯等があった場合は、環境省担当官に速やかに報告すること。

- ③受注者が用意する運搬車両で、保管場所から梱包場所まで蛍光灯等の運搬を行うこと。
- ④運搬は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び廃棄物関係ガイドライン※（平成 25 年 3 月第 2 版 環境省）に従って行うこと。
※ <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>
- ⑤運搬に当たっては、運搬中の破損を防ぐため、緩衝材を用いる等の安全対策の措置を十分に講じるとともに飛散防止のためにシート掛けを行うこと。
- ⑥保管場所からの蛍光灯等の搬出は、原則として、土、日、祝日以外の日の 8：30 から 17：00 までの間に行うこと。
- ⑦保管場所から梱包場所までの運搬経路は、可能な限り通学路を避けるとともに、やむを得ず通学路を走行する場合は十分な減速を行うなど、安全対策に配慮すること。
- ⑧受注者は、事前に保管場所を確認し、効率的な運搬方法を検討すること。

(3) 拭取り・梱包

- ①濡らした布または紙製ウェス等で蛍光灯等の全体を拭取ること。拭取りは全ての箇所が複数回以上拭取られるように行うこと。拭取り作業は、受注者が用意する建物内で行うこと。
- ②①の拭取りで取れない付着物は、中性洗剤等を使用して付着物が視認できなくなるまで拭取りを行うこと。
- ③拭取りを行っても付着物が取れない蛍光灯等は、金タワシなどを用いて物理的に付着物を除去するなど、完全に付着物が視認できなくなるまで行うこと。
- ④本業務において使用した資材等については、フレキシブルコンテナに封入して、環境省担当官が指示する仮置場に運搬すること。フレキシブルコンテナの費用、フレキシブルコンテナへの詰め込み費用及び返却に係る運搬費については受注者負担とする。又、運搬時に使用した 3. (2) の保管容器も合わせて返却すること。
- ⑤拭取り・梱包に当たっては、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版 環境省）」に従って、空間線量率の測定（7 日に 1 回。拭取り・梱包を行う施設の敷地境界 4 点及び敷地中心付近 1 点の計 5 点。）等の必要な措置を講じること。
- ⑥受注者は、梱包場所において蛍光灯等の拭取り・梱包を行うことについて、必要に応じて梱包場所の周辺住民等の関係者と調整を行うこと。
- ⑦梱包場所へ蛍光灯等を搬入した後、拭取り・梱包の実施及び梱包後の蛍光灯等を環境省が別途発注する処分業務に引き渡すまでの間に蛍光灯等を一時的に保管する場合は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版 環境省）」に従って、空間線量率の測定（7 日に 1 回。保管を行う場所の敷地境界 4 点及び敷地中心付近 1 点の計 5 点。）、地下水中の放射性物質濃度の測定（1 月に 1 回。保管場所周縁の 1 箇所。）等の必要な措置を講じること。

(4) 分別と梱包

完全に付着物を除去した蛍光灯等は、種別ごとに破損しないように、環境省担当

官が指定する専用容器（以下、「容器」という。）に梱包すること。

(5) 表面線量測定、計量及び保管

- ①容器に梱包した蛍光灯等は、ガムテープ等で密封する前に上部表面の表面線量を計測し、その値を記録し、容器の側面に表記すること。
- ②ガムテープ等で密封した容器は、容器ごとに計量し、その重量を記録するとともに容器の側面に表記すること。
- ③容器に梱包した蛍光灯等は種類別に受注者が用意した建物内で環境省が別途発注する処分業務の受注者に引き渡すまで適切に保管すること。保管に当たっては土砂や粉じん等の汚れが付着しないようにシート等で養生すること。

(6) その他

環境省が別途発注する業務受注者が実施する放射能濃度測定用に、千本につき一本を4.(3)の作業を実施した際に抜きだして、割らないようにビニール袋等に入れて、別途保管すること。以降も同じ頻度で測定用サンプルを抜き取り保管すること。これらは、本業務が終了する前に、環境省担当官に引き渡すこと。

本業務中に割れた蛍光灯等についてはビニール袋に入れて、中身が飛散しないように処置した上で、別途容器に詰めて保管し、対応について環境省担当官と協議すること。

5. 留意事項

5-1 基本事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、業務責任者を選任し安全第一に履行すること。
- (2) 作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官の指示に従って行うこと。
- (3) 運搬作業に当たっては、保管場所の舗装等を損壊しない機材、車両等を用いること。運搬作業に当たって、万が一、舗装等の損壊などの事故等を発生させた場合は、直ちに環境省担当官に連絡し、受注者の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。
- (4) 本業務期間中における蛍光灯等の破損物やその他廃棄物等の飛散防止等の安全管理を徹底すること。また、環境省担当官から、安全対策のための措置を求められた場合は、速やかに応じること。
- (5) 保管場所においては、廃水を生じる作業及び火（火種となるような火花も含む。）が生じる作業は行うことができないので留意すること。
- (6) 保管場所の施錠を環境省担当官から委任された場合には、飛散防止措置、火気等の安全を確認した後に施錠を行い、その旨の連絡を環境省担当官に行った後に、保管場所から退去すること。
- (7) 受注者は、業務期間中に事故が発生した場合には、直ちに環境省担当官に通報するとともに、環境省担当官が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出すること。
- (8) 受注者は、作業員に対し、適宜、安全対策、放射線防護対策及び衛生管理の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に履行されるように管理すること。
- (9) 使用するフレキシブルコンテナは、受注者が用意すること。また、フレキシブルコンテナの仕様は以下のとおりとする。
使用前に、以下の性能を有することを証する書類を環境省担当官に提出し、協議

して決定すること。なお、保管の方法等により、防水性その他特別な機能が必要な場合は、環境省担当官が別途、性能について指示することがあるので、指示に従うこと。

①クロス形フレキシブルコンテナ又は耐候性大型土のう袋の場合

- ・日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のクロス形フレキシブルコンテナの仕様、又は財団法人土木研究センターが定めている「耐候性大型土のう積層工法設計・施工マニュアル」の耐候性大型土のう袋の仕様を満足していることを公的試験機関で証明され、遮水性を有する内袋を付する製品とする。

②ランニング形フレキシブルコンテナの場合

- ・日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のランニング形フレキシブルコンテナ J 型 1 種の仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。

5-2 作業管理

- (1) 受注者は、資機材の選定、使用等について、あらかじめ業務計画書で提出した上で、資機材を使用すること。ただし、業務着手後、より条件に合った資機材がある場合には、環境省担当官の承諾を得て、それを使用することができる。
- (2) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。
- (3) 受注者は、業務期間中、作業場及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保すること。
- (4) 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するものとする。

5-3 安全管理

- (1) 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割当て、次の各号における安全に関する研修・訓練等を実施すること。なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し環境省担当官に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、環境省担当官の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出すること。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②作業内容の周知徹底
 - ③作業の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④作業における災害対策訓練
 - ⑤作業現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) 受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡体制を確立し、安全を確保すること。
- (3) 受注者は、保管場所内で隣接し又は同一場所において別途作業がある場合は、請負業者間の安全業務に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うこと。
- (4) 受注者は、安全の確保を最優先とし、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておくこと。
- (5) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに環境省担当官及び関係機関に通

知すること。

5-4 交通安全対策

受注者は、交通災害の防止のため、本業務に係る廃棄物、資材等の運搬に際しては、以下によるものとする。

- (1) 道路交通法、道路運送車両法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「過積載による違法運行の防止対策について」その他の関係法令、ガイドラインを遵守すること。
- (2) 見通しのきかない踏切・交差点及び転落の恐れがある路肩等の危険箇所では、徐行の徹底等の安全運転を遵守すること。
- (3) 交通労働災害防止のための管理体制等を確立し、適正な労働時間、走行の管理を行うこと。
- (4) 過積載の防止に関する周知・啓発その他の交通安全教育を実施すること。

6. 提出書類等

本業務の実施に当たっては、下記の書類等を遅滞なく提出すること。書類等の様式は、環境省担当官と協議の上定めること。

(1) 業務計画書

- ①受注者は、本業務の実施に当たって、作業開始前に業務計画書を作成し、環境省担当官に協議し、承諾を得ること。
- ②受注者は、業務計画書を遵守し業務にあたらなければならない。
- ③受注者は、業務計画書の作成に当たって、次の事項を記載しなければならない。
なお、環境省担当官が業務計画書の補足又は追加を求めた場合には、それに応じなければならない。
 - 1) 業務概要
 - 2) 計画工程表
 - 3) 現場組織表
 - 4) 作業方法
 - 5) 作業管理方法
 - 6) 緊急時の連絡体制及び対応
 - 7) 安全管理
 - 8) 交通管理
 - 9) 環境対策
 - 10) その他環境省担当官が指示する事項
- ④業務計画書作成に当たっては、契約書及び仕様書に指定されている事項については、軽微なものを除き記載すること。
- ⑤業務計画書の内容に変更が生じた場合は、環境省担当官に説明し、業務計画書を修正しなければならない。
なお、変更する業務計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するものとする。

(2) 作業等関係の書類

- ①業務従事者については、「業務従事者届」を提出し、業務従事者に変更がある場合は、「業務従事者変更届」を提出すること

- ② 4. (5) により実施する計量に係る計量機器の写真（当該機器に計量証明検査証が貼り付けられていることが確認できるもの）を作業開始前に提出すること。
- ③ 業務日ごとに作成した「作業日報」、これらを集計した「作業月報」及び「業務終了報告書（各月毎）」を毎翌月 10 日までに提出すること。なお、業務履行期間最終月についての「作業日報」及び「作業月報」「業務終了報告書（毎月毎）」の提出は、業務履行期間日までに提出すること。「作業日報」には、作業状況や、蛍光灯等の現況が分かる写真を添付すること。また、「作業月報」には、以下の書類を添付すること。
- ・ 当月に梱包を行った蛍光灯等の重量計測結果をまとめた一覧表。（当月の合計重量（kg）は、小数点以下第 1 位を四捨五入し、記入すること。）

(3) その他

環境省担当官が指示する書類等を環境省担当官の指示に従い提出すること。

7. 法令遵守

本業務に係る作業を実施するに当たっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・ 放射性物質汚染対処特措法
- ・ 放射性物質汚染対処特措法施行規則
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 道路交通法
- ・ 道路運送車両法
- ・ その他関係法令等（「特定廃棄物関係ガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。）

8. 業務の再委託

放射性物質汚染対策特措法及び同法施行規則により、本業務の内容のうち蛍光灯等の運搬・保管について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、本業務に係る契約書（その添付資料を含む。以下同じ。）に、受注者が当該再委託をしようとする者を記載すること等の措置が必要となる。

受注者が当該契約書に記載のない者に対し当該再委託をし、当該者が当該作業を行った場合、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。また、当該再委託を受けた者が、当該作業をさらに他の者に委託（再々委託）し、当該再々委託を受けた者が当該作業を行った場合も、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。

9. 必要経費の負担

- (1) 本業務の経費には、梱包作業等の実施に当たって必要な人件費、燃料代、容器、その他資材及び諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 重機、放射線線量計等、業務に必要な車両・設備・機器等の費用は、受注者負担とする。
- (3) 受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査を無料にて受診することができる。受診を希望する場合は、事前に受診方法の詳細について環境省担当官と協議すること。

10. 作業員への特殊勤務手当の支払い

本業務においては、避難指示解除準備区域及び避難指示解除された区域において行われる作業であること、また、4.(2)②においてあらかじめ放射線量の確認をするため、取り扱う蛍光灯等が1万Bq/kg以下であることが確実であることから、特殊勤務手当の支払いの対象外とする。

1 1. 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- (2) 受注者は、作業遂行中に事故、車両火災等が発生した場合は、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

1 2. 地元雇用

受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（浜通り又は中通りに本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元雇用に配慮すること。

1 3. 成果物（印刷物（紙媒体）及び電子媒体（DVD-R））

6.に掲げる書類等及びその他環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書を取りまとめ提出すること。

- ・紙媒体：報告書2部（A4版）
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式
（各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF）
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- ・提出場所：福島地方環境事務所
放射能汚染廃棄物対策第一課

1 4. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

16. 支払い

支払いは、梱包作業が終了した蛍光灯等について、4.(5)②により計量した蛍光灯等の重量を「作業日報」、「作業月報」等で環境省担当官が確認の上、請求書に基づき、毎月支払うものとする。

17. 中立公平性の確保

- ①受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。
- ②受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。
- ③受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。
- ④受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- ⑤受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

18. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 206 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 207 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 以降で作成したもの)
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 以降で作成したもの)
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

数量総括表

件名：平成29年度（平成28年度繰越）対策地域内廃棄物（蛍光灯等）の梱包等業務 （南地区）（単価契約）			
項目	規格	数量	単位
1 作業計画	現地調査を含む	1	式
2 作業工	拭取り・梱包・養生作業	* 2000	kg
3 運搬工		12	台
4 返却工		6	台
5 営繕費		1	式
6 線量測定		320	測点
7 地下水測定		7	検体
8 報告書作成	2部	1	式
9 打合せ	交通費含む	3	回

*：数量には、梱包した容器分も含む。

現場説明書

1. 件名

平成 29 年度（平成 28 年度繰越）対策地域内廃棄物（蛍光灯等）の梱包等業務（南地区）（単価契約）

2. 仕様書 4.（4）の環境省担当官が指定する専用容器について

3 種類の段ボールケース

現場説明会において提示します。

平成29年度（平成28年度繰越）対策地域内廃棄物（蛍光灯等）の梱包等業務（南地区）（単価契約）

本工事費内訳書

平成29年度（平成28年度繰越）対策地域内廃棄物（蛍光灯等）の梱包等業務（南地区）（単価契約）

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蛍光灯等の梱包等業務	式	1			
作業計画・現地調査	式	1			
作業計画作成	式	1			1号代価表 3頁
作業工	式	1			
作業費	kg	2,000			4号代価表 6頁
運搬工	式	1			
運搬費	台	12			5号代価表 7頁
返却工	式	1			
運搬費	台	6			6号代価表 8頁
営繕費	式	1			
営繕費	式	1			7号代価表 9頁
管理工	式	1			
線量測定	測点	320			12号代価表 14頁
地下水測定費	検体	7			13号代価表 16頁

代価表

(2号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				
普通作業員	人	3				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1式当り						

代価表

(3号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
連絡車(ライトバン)運転に 4h 械経費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.5L	日	3				
土木一般世話役	人	3				
普通作業員	人	3				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1式当り						

作業費

代価表

(4号代価表)

2,000 kg 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	448				
諸経費	式	1			諸経費	
消耗品	式	1				
計						
1 kg 当り						

運搬費

代価表

(5号代価表)

1 台当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
トラック クレーン装置付・積載質量4t積・2.0t吊	日	1				
普通作業員	人	2				
諸経費	式	1			諸経費	
消耗品	式	1				
計						
1 台 当り						

運搬費

代価表

(6号代価表)

1台当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
トック クレーン装置付・積載質量4t積・2.0t吊	日	1				
普通作業員	人	2				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1台当り						

8頁

管繕費

代価表

(7号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業場 (ユニットハウス 1棟)	式	1			8号代価表 10頁	
保管場所 (ユニットハウス 2棟)	式	1			9号代価表 11頁	
休憩所 (ユニットハウス 1棟)	式	1			10号代価表 12頁	
仮設トイレ	式	1			11号代価表 13頁	
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1式当り						

9頁

代価表

(12号代価表)

200 測点当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.500				
普通作業員	人	3.300				
NaIシンチレーションサーベイメーター	日	1.700				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1 測点 当り						

代価表

(13号代価表)

1 検体当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
採水費	検体	1			14号代価表 16頁	
分析費	検体	1				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1 検体 当り						

代価表

(14号代価表)

16 検体当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.150				
普通作業員	人	1				
材料費	式	1				
計						
1 検体 当り						

代価表

(15号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				
普通作業員	人	3				
印刷製本費 (200部)	セット	2				
諸経費	式	1			諸経費	
計						
1 式 当り						

打合せ

代価表

(16号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.500				
普通作業員	人	0.500				
連絡車(7人バス)運転に4.5h 機経費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.5L	日	1				
計						
1回当り						